刈谷市国際プラザ条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月３０日

刈谷市長　　稲　　垣　　　　武

刈谷市条例第１９号

刈谷市国際プラザ条例等の一部を改正する条例

（刈谷市国際プラザ条例の一部改正）

第１条　刈谷市国際プラザ条例（平成２３年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用後にこれを納付することができる。

（１）官公署、学校等で市長が必要があると認めたとき。

（２）公共施設予約案内システム（公共施設の利用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるプログラムの集合体をいう。）によって利用許可の申請をしたときで口座振替の方法により使用料を納付するとき。

（刈谷市十朋亭条例の一部改正）

第２条　刈谷市十朋亭条例（昭和４６年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用後にこれを納付することができる。

（１）官公署、学校等で市長が必要があると認めるとき。

（２）公共施設予約案内システム（公共施設の使用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるプログラムの集合体をいう。）によって使用許可の申請をしたときで口座振替の方法により使用料を納付するとき。

（刈谷市産業振興センター条例の一部改正）

第３条　刈谷市産業振興センター条例（平成７年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用後にこれを納付するこ

とができる。

（１）官公署、学校等で市長が必要と認めたとき。

（２）公共施設予約案内システム（公共施設の使用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるプログラムの集合体をいう。）によって使用許可の申請をしたときで口座振替の方法により使用料を納付するとき。

第７条第３項中「前項」を「前項本文」に改める。

（洲原公園レクリエーション施設条例の一部改正）

第４条　洲原公園レクリエーション施設条例（平成１７年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用後にこれを納付することができる。

（１）官公署、学校等で市長が必要があると認めたとき。

（２）公共施設予約案内システム（公共施設の使用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるプログラムの集合体をいう。）によって使用許可の申請をしたときで口座振替の方法により使用料を納付するとき。

（刈谷市生涯学習センター条例の一部改正）

第５条　刈谷市生涯学習センター条例（平成１３年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第７条第４項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用後にこれを納付することができる。

（１）官公署、学校等で委員会が必要があると認めたとき。

（２）公共施設予約案内システム（公共施設の利用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるプログラムの集合体をいう。）によって利用許可の申請をしたときで口座振替の方法により使用料を納付するとき。

（刈谷市社会教育センター条例の一部改正）

第６条　刈谷市社会教育センター条例（昭和５０年条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用後にこれを納付することができる。

（１）官公署、学校等で委員会が必要があると認めたとき。

（２）公共施設予約案内システム（公共施設の利用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるプログラムの集合体をいう。）によって利用許可の申請をしたときで口座振替の方法により使用料を納付するとき。

（刈谷市公民館条例の一部改正）

第７条　刈谷市公民館条例（昭和５７年条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用後にこれを納付することができる。

（１）官公署、学校等で委員会が必要があると認めたとき。

（２）公共施設予約案内システム（公共施設の利用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるプログラムの集合体をいう。）によって利用許可の申請をしたときで口座振替の方法により使用料を納付するとき。

（刈谷市体育施設条例の一部改正）

第８条　刈谷市体育施設条例（昭和４４年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第６条第３項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用後にこれを納付することができる。

（１）官公署、学校等で委員会が必要があると認めたとき。

（２）公共施設予約案内システム（公共施設の使用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるプログラムの集合体をいう。）によって使用許可の申請をしたときで口座振替の方法により使用料を納付するとき。

附　則

この条例は、令和９年１月１５日から施行する。

刈谷市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月３０日

刈谷市長　　稲　　垣　　　　武

刈谷市条例第２０号

刈谷市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

刈谷市児童発達支援センター条例（令和８年条例第５号）の一部を次のように改正する。

附則第１項中「令和９年１月２９日」を「令和９年９月１日」に改め、同項ただし書を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

刈谷市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月３０日

刈谷市長　　稲　　垣　　武

刈谷市条例第２１号

刈谷市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

刈谷市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成５年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第２５条第１項中「市長の発行する納入通知書により」を削り、同条第２項後段を次のように改める。

この場合において、規則で定める処理券による収入の方法により徴収することができる。

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。